

土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例施行規則(平成8年土岐市規則第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、土岐市恵風荘の設置及び管理に関する条例(平成28年土岐市条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 土岐市恵風荘(以下「恵風荘」という。)は、養護老人ホームの運営に際し、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第20条の4の規定に基づき、入所した者(以下「入所者」という。)が心身に応じた環境の下、自立した日常生活を営むことを目指すものとする。

(職員の設置)

第3条 条例第6条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、養護老人ホームに施設長、医師、生活相談員、支援員、看護師又は准看護師、栄養士又は管理栄養士、調理員、事務員その他の職員を置くものとする。

(一部改正〔令和7年規則15号〕)

(職員の職務)

第4条 前条に掲げる職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、恵風荘の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、入所者等の医療を担当するとともに保健衛生について必要な指導を行う。
- (3) 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行う。
- (4) 支援員は、処遇計画に基づく入所者の生活支援を行う。
- (5) 看護師又は准看護師は、嘱託医の指示を受けて入所者の保健衛生の業務を担当する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士は、入所者の栄養保持に努めるとともに給食の調理業務の指導監督に当たる。
- (7) 調理員は、給食の調理業務を行う。
- (8) 事務員は、恵風荘の庶務、経理等の事務を行う。
- (9) その他の職員は、施設長からあらかじめ指示を受けた職務について、その指示に従い業務を行う。

(一部改正〔令和7年規則15号〕)

(入所者に対する処遇)

第5条 入所者に対する処遇は、次のとおりとする。

- (1) 給食に関すること。
- (2) 健康管理に関すること。
- (3) 衛生管理に関すること。
- (4) 生活指導に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めること。

(処遇の方針)

第5条の2 施設長は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 施設長は、職員が入所者の処遇を行うに当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせなければならない。

4 施設長は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 施設長は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 施設長は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(追加〔令和5年規則4号〕)

(給食)

第6条 施設長は、入所者の給食について、必要な熱量及び栄養素が確保されるよう考慮して行うとともに、入所者の身体的状況及び嗜好の把握に努め、これを十分考慮しなければならない。

2 給食の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、病弱者については、医師の指導を受けなければならない。

(健康管理)

第7条 施設長は、常に入所者の健康の状況に注意し、入所時及び毎年定期に2回以上健康診断を行わなければならない。

2 施設長は、入所者のうちに傷病者があるときは、速やかに医師の診療を受けさせなければならない。

(衛生管理)

第8条 施設長は、常に施設の衛生保持に留意し、毎年1回以上の大掃除を行わなければならない。

2 施設長は、入所者の保健衛生のために、1週間に2回以上の入浴又は清拭をさせなければならない。

(生活指導)

- 第9条 施設長は、入所者に対し、その身体的及び精神的状況の把握に努めるとともに、入所者の相談に応じ、日常生活上の問題の処理及び生活向上のための適切な指導に努めなければならない。
(教養娯楽)
- 第10条 施設長は、入所者の教養の向上及び娯楽に供するため、必要な設備を整え、レクリエーション行事を実施するものとする。
(記録)
- 第11条 施設長は、入所者の処遇の状況その他必要な事項を記録しておかなければならない。
(措置の変更等)
- 第12条 施設長は、入所者について、措置の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたときは、速やかに当該措置の実施機関に通知しなければならない。
(死亡)
- 第13条 施設長は、入所者が死亡したときは、当該措置の実施機関及び死亡した入所者の扶養義務者その他縁故者に通知しなければならない。
- 2 施設長は、死亡した入所者の葬祭につき、当該措置の実施機関から委託されたときは、その葬祭を行うものとする。
- 3 施設長は、死亡した入所者の遺留金品があるときは、これを当該措置の実施機関に引き渡さなければならない。
(非常災害対策)
- 第14条 施設長は、非常災害に備えて防災計画を定めるとともに、消火設備その他必要な防災設備を設けなければならない。
- 2 施設長は、防災関係機関と連絡を密にし、避難その他必要な訓練を実施しなければならない。
(入所手続)
- 第15条 入所者は、入所の際、誓約書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
(入所者の遵守義務)
- 第16条 入所者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 故意に施設の設備や備品に損害を与えないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を施設内に持ち込まないこと。
- (4) 施設長が指定した場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (5) 恵風荘の風紀又は安全をみだし、共同生活に支障を及ぼさないこと。
- 2 施設長は、前項の規定に違反した者があるときは、その行為をやめさせることを指示し、これに従わないときは、措置の実施機関と協議の上、恵風荘からの退所を命ずることができる。
(費用徴収)
- 第17条 市長は、条例第14条の規定により養護を受けた者から徴する費用の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 養護老人ホーム 法第28条第1項の規定に準じた当該措置に要する費用の全部又は一部
- (2) 老人短期入所施設 市長が別に定める額
(苦情への対応等)
- 第18条 施設長は、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。
- 2 施設長は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 施設長は、その行った処遇に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 施設長は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 施設長は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
(追加〔令和5年規則4号〕)
(虐待の防止)
- 第19条 施設長は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
(追加〔令和5年規則4号〕)
(委任)
- 第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
(一部改正〔令和5年規則4号〕)
附 則
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(令和5年3月8日規則第4号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。
附 則(令和7年3月31日規則第15号)
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記
様式（第 1 5 条関係）

誓約書		
この度、土岐市恵風荘へ入所した上は、条例及び規則を遵守します。		
万一違反した場合は、いつ退所を命ぜられても異議のないことを誓約します。		
年 月 日		
住所	入所者	
	氏名	印
住所	身元引受人	
	氏名	印
(宛先) 土岐市長		